第22期第21回筑前海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和5年9月20日(水) 14:00~
- 2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
- (1)漁業権漁場内の岩礁破砕について(協議)

資料1

(2) 定置網漁業の保護区域について(報告)

資料2

(3) その他

 資料
 1

 (22期21回筑前漁調委)

 (令和5年9月20日)

5 漁管第1021号 令和5年9月14日

筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一 様

> 福岡県農林水産部水産局漁業管理課士 (漁業調整係)

岩礁破砕等許可申請について(協議)

このことについて、令和5年8月31日付けでひびきウインドエナジー株式会社より、筑共第16号、17号、18号及び20号共同漁業権漁場内における岩礁破砕等許可申請がありましたので、福岡県漁業調整規則第45条第3項に基づき、貴委員会の意見を求めます。



岩礁破砕等概要

漁業管理課

• 岩礁破砕箇所(別紙参照)

筑共第16号 5箇所(AC工法*13箇所、RS工法*22箇所)

筑共第17号 2箇所(AC工法2箇所)

筑共第18号 1箇所(AC工法1箇所)

筑共第20号 3箇所(AC工法2箇所、RS工法1箇所)

いずれの場所も人工礁の区域がないことを確認済み。

※AC工法:ドリルのように掘削して破砕

RS工法:ハンマーのように打設して破砕

破砕規模(別紙3 表4-1参照)

掘削径 1.6-2.6m 掘削長 15m~28m

期間

令和5年11月1日~令和7年3月31日

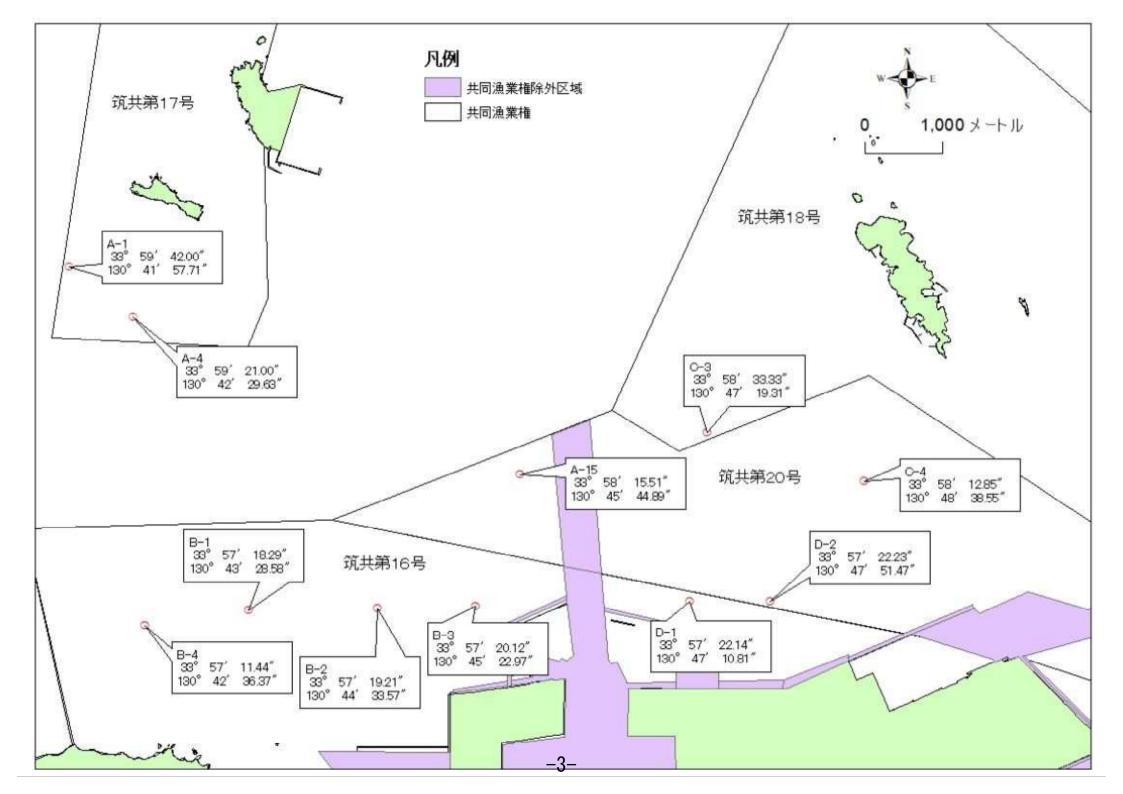
• 使用船舶

3隻(AC工法1隻、RS工法2隻)

その他許可条件

- (1)総破砕量は5,000立米以内でなければならない。
- (2) 岩礁破砕に使用する船舶の両舷側の見やすい場所に許可番号を表示しなければならない。
- (3)破砕するときは、この許可証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
- (4) 事業終了後に、破砕実績を速やかに報告しなければならない。
- (5) 岩礁破砕に使用する船舶は以下のとおりでなければならない。
- (6) 発生する土砂は、販売してはならない。
- (7) 発生する土砂を処分する場合は、産業廃棄物処理関係法令を遵守しなければならない。

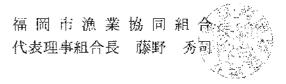
船 名	船船番号	総トン数	破 砕 工 法
CP-16001	無し(非自航式)	19, 130トン	AC工法
CP-8001	無し(非自航式)	7, 456トン	RS工法
第八十八大栄号	無し(非自航式)	4, 910トン (排水トン数)	RS工法



資料2(22期21回筑前漁調委)(令和5年9月20日)

令和5年8月30日

筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一 様



要望書

拝啓、当漁協の漁業経営に平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当漁協の組合員である小呂鳥旋網組合の漁業者は令和5年9月より水 深27メートル以深の大型定置網による漁業経営を予定しております。本県で はこのような大型の定置網の経験はありませんが、島周辺には豊富な水産物が 来遊しておりますので、旋網と兼業することで漁業経営の改善に向けて、一定の 成果を見込んでいるところとのことです。

一方、小型定置網については築前海区漁業調整委員会指示により保護区域が設定されていますが、大型の定置網には保護区域の設定がないため、他の漁業もしくは遊漁とのトラブルを懸念しております。他県漁業者からは、このような定置網の保護するために小型定置網よりも広範囲に保護区域を設定していると伺っております。我々としては、定置網の本格操業開始前(令和6年4~5月見込)までに保護区域の設定が喫緊の課題と考えております。

つきましては、漁業者間もしくは漁業と遊漁の競合を避け、関係者の円満な関係を構築するために、下記のことについて要望いたしますので、関係機関と調整のうえ、ご対応をお願い申し上げます。

記

1. 大型定置網の保護区域を設定すること(別紙参照)。



令和5年9月6日

筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一 様

要望書

拝啓、本県沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、筑前海区では貴委員会のご配慮を賜り、小型定置網の保護を図るために、昭和20年代から筑前海区漁業調整委員会指示が発動され、小型定置網周辺の水産動植物の採捕が禁止されており、一定の秩序維持が図られてきたところです。

しかし、近年、漁具効率の向上、使用船舶の簡素化及び遊漁者の増加に伴い、 潮流による流れ込みも想定しているところですが、ゴムボートやプレジャーボートの身網や道網への接触事故や、アンカーロープや網地への釣り針の引っかかりが発生しております。これらの行為は魚群逸散の恐れや安全な操業に支障があり、小型定置網の漁業経営に影響を来しております。

つきましては、漁業者間もしくは漁業と遊漁の競合を避け、関係者の円満な関係を構築するために下記のことについてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 落網以外の小型定置網の保護区域を拡大すること(下表参照)。

7.742.41 90.4	要望	現行
身網周辺	100m	50 m
道網 (前面)	200m	100m
道網 (後面)	200m	100m

2. 小型定置網(落網含む。)の保護区域内での水産動植物の採捕及び漁ろう行 為を禁止すること。(ただし、当該漁業権者の同意がある場合を除く。)

福岡県海面利用協議会・地区協議会設置要綱

平成23年4月5日制定

(目 的)

- 第1条 海面における漁業と遊漁、及び海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び 調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的として、福岡県海面利用 協議会(以下「県協議会」という。)を設置する。
- 2 前項の目的のため、地区毎に必要があると認められる課題がある場合には、その地区(以下「該当地区」という。)に福岡県海面利用地区協議会(以下「地区協議会」という)を設置する。

(協議会の業務)

- 第2条 県協議会の業務は次のとおりとする。
- (1)漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの海面利用調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 各海区漁業調整委員会(以下「海区漁業調整委員会」という。)からの求めに 応じて、広域的な海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に 関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3)前各号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること(ただし、地区協議会が該当地区の所属する海区漁業調整委員会に意見を述べる場合はこの限りでない。)。
- 2 地区協議会の業務は次のとおりとする。
- (1) 該当地区の海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会からの求めに応じて、地域限定的な海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 該当地区の海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について、県協議会または、当該地区の所属する海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組 織)

- 第3条 県協議会は、次に掲げる職にある者の中から知事が選任した委員をもって組織する。
 - (1) 県内の漁業協同組合連合会代表理事会長
- (2) 原則として、県内に住所を有する遊漁関係団体の代表者
- (3) 原則として、県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有すると認められる者
- (5) その他知事が必要と認める者
- 2 地区協議会は、地区の課題に応じるため次に掲げる職にある者の中から知事が選 任した委員をもって構成する。
- (1) 該当地区内における漁業協同組合の代表理事組合長(支所長理事、地区代表理事を含む)または漁業者代表
- (2) 原則として、該当地区内に住所を有する遊漁関係団体の代表者
- (3) 原則として、該当地区内に住所を有する海洋性レクリエーション関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有すると認められる者
- (5) その他知事が必要と認める者
- 3 それぞれの委員の定数は、予算の範囲内で、知事が別に定める。
- 4 県協議会及び地区協議会(以下これらをあわせて「協議会」という。) に、それ ぞれ会長を置く。
- 5 それぞれの会長は、第1項(4)及び第2項(4)に該当する委員の中から互選 する。
- 6 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

(任期)

第4条 それぞれの委員の任期は、委嘱の日の属する年度限りとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会は、必要に応じて知事が招集する。
 - 2 協議会の会議は、会長が議長を務めるものとする。
 - 3 会議の傍聴は、その運営に支障のある場合を除き、これを妨げない。
 - 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が会議における会長の職務を代行する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に置く。

(雑則)

第7条 協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関して必要な事項を定めることができる。

附則

この要綱は平成23年4月5日から施行する。

筑前海区漁業調整委員会指示第200号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区に おける小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研 究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和3年11月26日

筑前海区漁業調整委員会 会長 冨重 信一

- 指示の適用海域 筑前海区海域
- 2 指示の内容

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 落網(登網を持つ小型定置網)

垣網(道網)の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網(姫島地先)については、垣網(道網)の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

(2) 落網以外の小型定置網 垣網(道網)の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部 分の周辺50メートル。

3 指示期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域 (参考)

